

2020年7月8日
一般財団法人日本規格協会

産業標準案作成対象テーマの審議について

日本産業規格（JIS）の制定、改正又は廃止のための産業標準案（以下、JIS案という。）の作成に着手するに当たっては、当会認定産業標準作成機関 JIS案作成規程に基づき、当該 JIS案作成対象テーマが適切であることについて、主務大臣による事前調査、及び JSA 事務局による“JIS案の作成開始要件”を満たすことの事前確認を経て、産業標準作成委員会にお諮りすることとなっております。

つきましては、別添 1 の JIS案作成対象テーマについて、改正する理由（必要性）及び期待効果、JIS案の作成開始要件への適合状況、作成開始予定などを記載しておりますので、JIS案の作成に着手してよろしいかご審議をお願いいたします。また、産業標準作成委員会の下に JIS素案の調査審議及び作成を行うための WG を設置することについても併せてご審議をお願いいたします。

なお、字句等編集上の修正については、産業標準作成委員会事務局に一任いただきますようお願いいたします。また、ご承認いただいた JIS案作成対象テーマは、利害関係者に公表するために JIS作成予定一覧表として JSA ホームページに掲載いたします。

産業標準案作成対象テーマ一覧(改正)

2020年7月8日
一般財団法人日本規格協会

認定機関	産業標準作成委員会	制定/改正/廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定
JSA	05 電気	改正	B8103	水車及びポンプ水車の模型試験方法	Methods for Model Tests of Hydraulic Turbine and Reversible Pump-Turbine	この規格は、単段の実物水車及び実物ポンプ水車に対応した模型水車及び模型ポンプ水車の効率試験並びにキャビテーション試験方法について規定したものである。前回改正から30年以上が経過し、近年の市場及び技術進歩を踏まえて、対応国際規格(IEC60193:2019)、関連団体規格(JSME S008:2018)などが改訂されたことにより、模型から実物への効率上昇値の換算法、水車性能換算法などにおいて、これらとの乖離が生じている。 こうしたことから、国際規格等との整合を図るとともに、最近の我が国の市場及び技術の実態に即し、より実効的かつ効率的な設計開発・製造などに資するため、日本機械学会基準を反映した水車性能換算法に見直すなどJISの改正が必要である。	この改正によって、国際規格等との整合が図られるとともに、最近の我が国の市場及び技術の実態が反映された試験結果が得られることから、製品の開発・製造が容易となり、かつ、取引の円滑化による市場の拡大などが期待できる。	対応国際規格(IEC60193:2019)、関連団体規格(JSME S008:2018)などの改訂に伴い、模型から実物への効率上昇値の換算法、水車性能換算法などにおいて、これらとの整合を図るため、以下のとおり改正する。 ・模型:幾何学的な相似範囲に、運動学的な相似と力学的相似を加え、定義を明確に規定する。 また、模型寸法の許容差については、相似性と均一性の両方を追加する。 ・効率試験方法:試験誤差について、効率計算、流量、比エネルギー、トルク、回転速度及び水密度の測定/計算における不確かさの各々の系統誤差及び偶然誤差を総合して、全不確かさとして追加する。 ・性能換算法:実物水車の表面粗さの影響を考慮していないため標準的な表面粗さを考慮した換算式を追加する。 ・補足性能データ:スラスト、制御部品の水力荷重などの試験項目を追加する。 ・試験用水:測定精度及びキャビテーション試験結果に影響を及ぼす因子を具体的に規定する。	IEC 60193:2019 Hydraulic turbines, storage pumps and pump-turbines – Model acceptance tests	MOD	第2条の該当号: 第4号(試験方法) 対象事項: 水車及びポンプ水車(水力発電設備)	法律の目的に適合している。	利点: ア、ウ、オ、キ 欠点: いずれも該当しない。	—	1. 国際標準をJIS化するなどの場合	一般社団法人電気学会のWG	2020年8月	
JSA	05 電気	改正	C4402	浮動充電用サイリスタ整流装置	Thyristor rectifiers for floating charge	この規格は公称直流電圧200 V以下、定格直流電流600 A以下の蓄電池の浮動充電用サイリスタ整流装置について規定しているが、引用する「JIS C 3202 エナメル線」が廃止されたため、これに置き換わって制定された「JIS C 3215(規格群)巻線共通規格(規格群)及び巻線個別規格(規格群)」を引用する改正を行う必要がある。	この改正によって、正しく理解した上で製品を開発・製造することができ、生産・取引の合理化に寄与することが期待される。	主な改正点は、次のとおり。 ・引用規格「JIS C 3202 エナメル線」及び「JIS C 3204 横巻線」を削除し、「JIS C 3215(規格群)巻線共通規格(規格群)及び巻線個別規格(規格群)」を追加する。 ・材料及び主要構成部品(簡条10)表18の“鉄心及びコイル”から「JIS C 3202 エナメル線」及び「JIS C 3204 横巻線」を削除し、「JIS C 3215(規格群)巻線共通規格(規格群)及び巻線個別規格(規格群)」を追加する。	なし	—	第2条の該当号: 第1号、第4号(種類、構造、性能及び試験方法) 対象事項: 浮動充電用サイリスタ整流装置	法律の目的に適合している。	利点: ア、イ、ウ 欠点: いずれも該当しない。	3. 公共調達基準等に引用される規格	無	2020年8月		

産業標準案作成対象テーマ一覧(改正)

認定機関	産業標準作成委員会	制定/改正/廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定
JSA	05 電気	改正	C60068-2-18	環境試験方法—電気・電子—第2—18部:耐水性試験及び指針	Environmental testing—Part 2-18:Tests—Test R and guidance: Water	この規格は、輸送、保管時又は動作中に、滴下水、噴流水又は浸水にさらされる可能性がある製品に適用する試験方法について規定したものである。前回改正から10年以上が経過し、近年、対応国際規格IEC60068-2-18において、水に対する保護等級で最も厳しいIPX9Iに対応した耐水性試験として、新たにファンジェット法が標準化され、2017年に第3版として発行された。当該試験方法は、高い耐水性が求められる車載用の電気機器や電子部品を対象として広く活用されており、我が国においても同様なニーズがある。こうしたことから、国際規格との整合を図るとともに、我が国の市場・技術の実態に即し、噴射水法として“Rb3:ファンジェット法”を追加するなど、当該JISを改正する必要がある。	この改正によって、国際規格との整合が図られるとともに、車載用の電気機器や電子部品を始め、幅広い分野における汎用的な耐水性試験規格として活用され、電子機器や電子部品などの性能及び品質の向上・改善、国際取引の円滑化などに寄与することが期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 ・試験Rb:噴射水法(簡条6)及び附属書Dにおいて、国際規格との整合を図るため、新たに“Rb3:ファンジェット法”を追加する。 ・附属書Dにおいて、国際規格との整合を図るため、高圧蒸気洗浄噴射に対する保護を決定するためのセットアップ及び衝撃力分布の例を追加する。 ・また、小型エンクロージャーに対する高圧蒸気洗浄噴射保護を決定するためのテストセットアップの例を追加する。		IEC 60068-2-18:2017, Environmental testing—Part 2-18:Tests—Test R and guidance: Water	IDT	第2条の該当号: 第4号(試験方法) 対象事項: 電気・電子機器及びこれらの部品等	法律の目的に適合している。	利点: ア、ウ、エ、オ、キ 欠点: いずれも該当しない。	1. 基礎的・基盤的な分野	—	一般財団法人日本規格協会のWG	2020年8月
JSA	05 電気	改正	C60068-3-3	環境試験方法—電気・電子—第3—3部:支援文書及び指針—機器の耐震試験方法(現行名称:環境試験方法—電気・電子—機器の耐震試験方法の指針)	Environmental testing—Part 3-3:Supporting documentation and guidance—Seismic test methods for equipment (現行名称: Environmental testing—Part 3:Guidance Seismic test methods for equipment)	この規格は、電気・電子機器等の耐震試験において、適切な試験方法を選択し、地震による応力や変位にさらされた機器が、地震中及び地震後に、要求された機能を果たす能力を検証するために用いられることを意図するものである。前回改正から20年が経過し、近年、対応国際規格であるIEC60068-3-3において、IEC TS 62271-210:2013の表D.1で定義されている地震規模ゾーンの考え方に対応した耐震試験の選択指針を提供する改訂がなされ、2019年に第2版として発行された。このような今後50年以内の地震発生予測に基づいた振動試験方法の選択指針は合理的かつ有効なものとして、電気・電子機器等の耐震性評価において広く活用されている。こうしたことから、国際規格との整合を図るとともに、我が国の市場・技術の実態に即し、発生予測に基づくゾーン分類に従った試験強度の選択指針を導入するなど、当該JISを改正する必要がある。	この改正によって、国際規格との整合が図られるとともに、科学的な予測に基づいた地震規模に従った試験強度の選択が可能となることから、電気・電子機器等の合理的な耐震設計開発、品質の改善、国際取引の円滑化などに寄与することが期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 ・機器を設置する際に必要となる振動試験の試験レベルを決定するに当たり、新たに定義された地震活動ゾーンの考え方を追加する。 ・特別耐震クラスと一般耐震クラスの違いは、地震環境の特性を定義する際の利用可能性および/または精度なので、地震環境が不明な一般耐震クラスにも試験要求応答スペクトルを適用可能とする。 ・一般耐震クラスと特別耐震クラスに対して、振動試験に必要なテスト条件、テストパラメータ、要求応答スペクトルを明確にするため、簡条を分けた記述とする。		IEC 60068-3-3:2019, Environmental testing—Part 3-3:Supporting documentation and guidance—Seismic test methods for equipment	IDT	第2条の該当号: 第4号(試験方法) 対象事項: 電気・電子機器及びこれらの部品等	法律の目的に適合している。	利点: ア、ウ、エ、オ、キ 欠点: いずれも該当しない。	1. 基礎的・基盤的な分野	—	一般財団法人日本規格協会のWG	2020年8月

産業標準案作成対象テーマ一覧(改正)

認定機関	産業標準作成委員会	制定/改正/廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定
JSA	05 電気	改正	C60695-10-3	火災危険性試験—電気・電子—第10-3部:異常発生熱—成形応力解放変形試験 (現行名称:耐火性試験—電気・電子—第10-3部:異常発生熱—成形応力解放変形試験)	Fire hazard testing – Part 10-3: Abnormal heat – Mould stress relief distortion test	この規格は、高分子材料で作られた部品を含む電気・電子機器の成形応力解放変形試験方法について規定したものである。対応国際規格であるIEC 60695-10-3は、最近の技術進歩を反映して、試験に使用する恒温槽の要求性能を変更するなどして、2016年に第2版として発行された。また、この規格は、電気用品安全法に基づく“電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈”の整合規格であるJIS C 62368-1(オーディオ・ビデオ、情報及び通信技術機器—第1部:安全性要求事項)に引用されており、高温下における製品の熱的耐性評価方法として、常に最新の国際規格との整合性の確保などが求められている。こうしたことから、国際規格との整合を図るとともに、最近の我が国の技術の実態に即し、JISを改正する必要がある。	この改正によって、国際規格との整合が図られるとともに、電気・電子製品の樹脂外装に対する国際的に最新の耐熱性評価手法の導入が促進されることから、品質の改善、安全性の向上、国際競争力の確保、取引の円滑化などに寄与することが期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 ・加熱オープンについて、試験精度を確保するため、要求性能を具体的に規定する。 ・試験手順について、ユーザの利便性を確保するため、二つの試験条件を明確にし容易に選択できるように項立てを改める。 ・試験セットアップにおいて、国際規格との整合を図るため、恒温槽内の手持ち機器の設置方法を追加する。		IEC 60695-10-3:2016, Fire hazard testing – Part 10-3: Abnormal heat – Mould stress relief distortion test	IDT	第2条の該当号: 第4号(試験方法) 対象事項: 電気・電子機器等	法律の目的に適合している。	利点: ア、ウ、エ、オ、カ、キ 欠点: いずれも該当しない。	—	1. 国際標準をJIS化するなどの場合	一般財団法人日本規格協会のWG	2020年8月
JSA	05 電気	改正	C60695-8-1	火災危険性試験—電気・電子—第8-1部:発熱—一般指針 (現行名称:耐火性試験—電気・電子—第8-1部:発熱—一般指針)	Fire hazard testing – Part 8-1: Heat release – General guidance	この規格は、電気・電子製品及びそれらを構成している材料の発熱評価についての指針について規定したものである。制定から15年以上が経過し、近年、電気・電子製品に対するより実効的な火災危険性評価を可能とするための発熱指標(火災成長速度、最大平均発熱速度など)の標準化が求められている。こうした中で、対応国際規格であるIEC 60695-8-1が、最近の市場及び技術進歩の実態を反映して、新たな発熱評価手法及び指標について規定し、2016年に第3版として発行された。こうしたことから、国際規格との整合を図るとともに、最近の我が国の技術の実態に即し、製品の火災危険性評価に用いる新たな発熱指標を追加するなど、当該JISを改正する必要がある。	この改正によって、国際規格との整合が図られるとともに、電気・電子製品の火災への影響を合理的に評価することが可能となることから、火災危険の防止、製品の国際競争力の強化などに寄与することが期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 ・用語及び定義において、規格利用者の利便性を確保するため、燃焼、火災試験等の用語及びその定義を追加する。 ・発熱データにおいて、国際規格との整合を図るため、使用されるパラメータとして、火災成長速度(FIGRA)、最大平均発熱速度(MAHRE)等の発熱指標について規定する。		IEC 60695-8-1:2016, Fire hazard testing – Part 8-1: Heat release – General guidance	IDT	第2条の該当号: 第4号(試験方法) 対象事項: 電気・電子機器等	法律の目的に適合している。	利点: ア、ウ、エ、オ、カ、キ 欠点: いずれも該当しない。	—	1. 国際標準をJIS化するなどの場合	一般財団法人日本規格協会のWG	2020年8月

産業標準案作成対象テーマ一覧(改正)

認定機関	産業標準作成委員会	制定/改正/廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定
JSA	05 電気	改正	C61000-4-11	電磁両立性－第4-11部：試験及び測定技術－1相当の入力電流が16A以下の電気機器の電圧ディップ、短時間停電及び電圧変動に対するイミュニティ試験	Electromagnetic compatibility (EMC) – Part 4-11: Testing and measurement techniques – Voltage dips, short interruptions and voltage variations immunity tests for equipment with input current up to 16 A per phase	この規格は、電圧ディップ、短時間停電及び電圧変動に対して、低圧電源に接続する電気・電子機器のイミュニティ試験方法及び適切な試験レベルの範囲について規定したものである。前回改正から約10年が経過し、対応国際規格であるIEC 61000-4-11が、最近の技術の進歩を反映し、電圧ディップ・短時間停電の立ち下がり・立ち上がりの起点・終点を明確化するなど、試験結果の品質向上を図るため、2020年に改訂された。このため、国際規格との整合を図るとともに、最近の我が国の市場及び技術の実態に即し、当該JISを改正する必要がある。	この改正によって、国際規格と整合が図られるとともに、最近の我が国の市場及び技術の実態が反映されることから、試験所間によるばらつきの低減、該当製品などの生産の合理化、国際取引の円滑化などに寄与することが期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 ・電圧ディップ及び短時間停電(5.1)において、国際規格との整合等を図るため、電圧ディップ・短時間停電の立ち下がり・立ち上がりの起点・終点を明確にするよう改めるとともに、詳細な説明図を追加する。 ・電圧変動(オプション)(5.2)について、同様の理由から、選択事項から必須事項に改める。 ・試験装置において、同様の理由から、試験電圧発生器の仕様に関する論理的根拠について、附属書(参考)として追加する。		IEC 61000-4-11:2020 Electromagnetic compatibility (EMC) – Part 4-11: Testing and measurement techniques – Voltage dips, short interruptions and voltage variations immunity tests for equipment with input current up to 16 A per phase	IDT	第2条の該当号: 第4号(試験方法) 対象事項: 電気・電子機器	法律の目的に適合している。	利点: ア、イ、ウ、エ、キ 欠点: いずれも該当しない。	—	1. 国際標準をJIS化するなどの場合	一般社団法人電気学会のWG	2020年8月